

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	児童手当に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊達市は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

## 評価実施機関名

福島県伊達市教育委員会

## 公表日

令和7年3月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>児童手当に関する事務とは、児童手当法(昭和46年法律第73号)その他関係法令に基づき行う児童手当の支給に関する事務をいう。</p> <p>伊達市は、児童手当に関する事務のうち、次に掲げる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、個人番号の取得、個人番号の利用及び特定個人情報の提供又は照会を行う。</p> <p>(1)児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (2)児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (3)未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (4)届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (5)資料の提供等の求めに関する事務 (6)父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (7)電子申請システムを利用した届出の受理</p>
③システムの名称	1. 児童手当システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表81の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	番号法第19条第1号、第8号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42.125.141.161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	伊達市教育委員会 こども部 ネウボラ推進課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	福島県伊達市教育委員会教育総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-573-5852
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	【児童手当システムに関して】 伊達市役所こども部ネウボラ推進課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-573-5652 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1159
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

### Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
<b>基礎項目評価の実施が義務付けられる</b>	

### Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[ ] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。		



## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I.5.②所属長	こども支援課長 齋藤 俊則	こども支援課長 谷口 信高	事後	
平成29年8月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成27年9月16日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成29年8月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成27年9月16日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	
平成30年9月1日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
平成30年9月1日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成29年8月1日時点	平成30年8月1日時点	事後	
令和1年6月26日	I 3.「法令上の根拠」	番号法第9条第1項および別表第一の56項	番号法第9条第1項および別表第一の56項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	
令和1年6月26日	I 4.「法令上の根拠」	番号法第19条第7号別表第二 情報照会の根拠 別表第二の74、75の項 情報提供の根拠 別表第二の26、30、87の項	番号法第19条第1号、第7号(別表第二) (別表第二における情報提供の根拠):第26・87項 (別表第二における情報照会の根拠):第74・75項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第19条、44条 (情報照会の根拠):第40条、40条2	事後	
令和1年6月26日	I.7「請求先」	福島県伊達市教育委員会教育総務課 郵便番号960-0792 福島県梁川町青葉町1番地 電話番号024-577-3245	福島県伊達市教育委員会教育総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字船橋180番地 電話番号024-573-5852	事後	
令和1年6月26日	I.7「連絡先」	福島県伊達市教育委員会こども部こども支援課 郵便番号960-0792 福島県梁川町青葉町1番地 電話番号024-577-3128	【児童手当システムに関して】 伊達市役所こども部こども支援課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-573-5652 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1111	事後	
令和1年6月26日	II 1.「評価対象の事務の対象人数は何名か」	1万人以上10万人未満	1,000人以上1万人未満	事後	
令和1年6月26日	II 1.「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	II 2.「いつの時点の計数か」	平成30年8月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	—	記載のとおり	事後	特定個人情報保護評価指針の変更に伴う様式改正のため
令和2年7月28日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和2年7月28日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和1年6月1日時点	令和2年7月1日時点	事後	
令和3年4月1日	I.5.②所属長	こども支援課長	ネウボラ推進課長	事後	
令和3年4月1日	I.7「連絡先」	【児童手当システムに関して】 伊達市役所こども部こども支援課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-573-5652 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1111	【児童手当システムに関して】 伊達市役所こども部ネウボラ推進課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-573-5652 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1111	事後	
令和3年7月28日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和2年7月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和3年7月28日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和2年7月1日時点	令和3年7月1日時点	事後	
令和4年3月10日	I 4.②「法令上の根拠」	番号法第19条第1号、第7号(別表第二) (別表第二における情報提供の根拠):第26・87項 (別表第二における情報照会の根拠):第74・75項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第19条、44条 (情報照会の根拠):第40条、40条2	番号法第19条第1号、第8号(別表第二) (別表第二における情報提供の根拠):第26・87項 (別表第二における情報照会の根拠):第74・75項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠):第19条、44条 (情報照会の根拠):第40条、40条2	事後	
令和4年3月10日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和3年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和4年3月10日	II 2.「いつの時点の計数か」	令和3年7月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	
令和5年3月10日	I 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	【児童手当システムに関して】 伊達市役所こども部ネウボラ推進課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-573-5652 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部総務課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1111	【児童手当システムに関して】 伊達市役所こども部ネウボラ推進課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-573-5652 【団体内統合宛名システム、中間サーバーに関して】 伊達市役所総務部デジタル変革課 郵便番号960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋180番地 電話番号024-575-1159	事後	
令和5年3月10日	II 1.「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年3月10日	II 2. 「いつの時点の計数か」	令和4年2月1日時点	令和5年2月1日時点	事後	
令和6年3月1日	II 1. 「いつの時点の計数か」	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和6年3月1日	II 2. 「いつの時点の計数か」	令和5年2月1日時点	令和6年2月1日時点	事後	
令和7年3月1日	I 1. ②事務の概要	(1) 児童手当又は特例給付の受給資格及びその額の認定に関する事務 (2) 児童手当又は特例給付の額の改定の請求に関する事務 (3) 未支払の児童手当又は特例給付の請求に関する事務 (4) 児童手当法第26条に関する事務 (5) 児童手当法第28条に規定する資料の提供等の求めに関する事務 (6) 父母指定者の届出に関する事務	(1) 児童手当若しくは特例給付の受給資格及びその額についての認定請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (2) 児童手当若しくは特例給付の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (3) 未支払の児童手当若しくは特例給付の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (4) 届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (5) 資料の提供等の求めに関する事務 (6) 父母指定者の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (7) 電子申請システムを利用した届出の受理	事後	
令和7年3月1日	I 3. 「法令上の根拠」	番号法第9条第1項および別表第一の56項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	番号法第9条第1項 別表81の項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	事後	
令和7年3月1日	I 4. 「②法令上の根拠」	番号法第19条第1号、第8号(別表第二) (別表第二における情報提供の根拠): 第26・87項 (別表第二における情報照会の根拠): 第74・75項 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠): 第19条、44条 (情報照会の根拠): 第40条、40条2	番号法第19条第1号、第8号 (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42.125.141.161の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表106、107の項	事後	
令和7年3月1日	II 1. 「いつの時点の計数か」	令和6年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月1日	II 2. 「いつの時点の計数か」	令和6年2月1日時点	令和7年2月1日時点	事後	
令和7年3月1日	IV 8. 「人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か」	—	十分である	事後	
令和7年3月1日	IV 8. 「判断の根拠」	—	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年3月1日	IV 11. 「最も優先度が高いと考えられる対策」	—	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年3月1日	IV 11. 「当該対策は十分か【再掲】」	—	十分である	事後	
令和7年3月1日	IV 11. 「判断の根拠」	—	担当課職員全員が「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン」に関する庁内研修を受講するとともに、マイナンバーを取り扱う業務担当者は情報連携等に関する庁内研修を受講し、特定個人情報の適正な取扱い方法を学んだうえで業務を行っている。 また、特定個人情報の記載のあるものは、漏えい・滅失・毀損を防ぐため、鍵のかかるキャビネットに施錠保管しており、保存期限の過ぎたものは適正な時期に廃棄している。	事後	